

## 損益計算書 (様式1)

損益計算書は1事業年度の損益をその発生源泉別に収益と費用を対応して示し、組合の経営成績を表示しようとするものであるが、単に経営成績を明らかにするにとどまらず、将来の経費節約、収益の増加を図る参考指針として重要であるばかりでなく、利害関係人にとっては、組合の損益状況及びその趨勢を観察するための書類である。

この損益計算書に関し、企業会計原則はその損益計算書原則において、その本質に関し、次のように述べている。

「損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない。

A すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、未実現収益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。

前払費用及び前受収益は、これを当期の損益計算から除去し、未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に計上しなければならない。

B 費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。

C 費用及び収益は、その発生源泉に従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない。」

組合会計は、企業会計原則に準拠し、さらに組合会計における剰余金の配当、持分計算、加入金、事業別会計等の特殊な会計が必要となる。

組合会計基準は、これらの会計に対して一定の基準を示してきた。

なお、中協法規則第45号には、用語の解釈及び規定の適用に関して、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計慣行をしん酌しなければならない。」ことが規定されており、この「その他の会計の慣行」の中に組合会計基準の内容が包含されている。

また、費用配賦表は中協法規則に特段の規定はないが、損益計算書の一部を構成する書類であり、事業別損益計算書を作成する際に事業の間接的な経費を各事業別に損益に配賦する場合に作成する。費用配賦表には、すべての間接的な経費を各事業費に配賦する方法と事業に関する間接的な経費をのみを各事業費に配賦し一般管理費を残す方法の2つの方法がある。

製造原価報告書も中協法において作成の義務付けはないが、製造原価の内容を記載する報告書として損益計算書へ添付することができる。

損益計算書は事業収益、賦課金等収入、事業費用、一般管理費、事業外収益、事業外費用、特別利益、特別損失に区分するとともに、それぞれの項目はさらに細分しなければならない。一方で金額が重要でないものについては細分しないことも可能としていることから、組合の実情に応じて判断することが必要である。また、組合の実施する事業の種類ごとに収益、費用を区分することもできることとされている。

なお、損益計算書における計算の流れ及び概念は次のとおりとされている。

事業収益 + 賦課金等収入 - 事業費用  
= 事業総損益金額（事業総利益金額又は事業総損失金額）

事業総損益金額（事業総利益金額又は事業総損失金額） - 一般管理費  
= 事業損益金額（事業利益金額又は事業損失金額）

事業損益金額（事業利益金額又は事業損失金額） + 事業外収益 - 事業外費用  
= 経常損益金額（経常利益金額又は経常損失金額）

経常損益金額（経常利益金額又は経常損失金額） + 特別利益 - 特別損失  
= 税引前当期純損益金額（税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額）

税引前当期純損益金額（税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額） - 税等  
= 当期純損益金額（当期純利益金額又は当期純損失金額）

#### 【作成上の留意点】

- (1) 事業別に費用収益を対応表示する場合に、事業の間接的な経費は、各事業ごとの費用として表示することが望ましいが、事業の規模が小さく事業の間接的な経費を区分することが重要でない場合は、これらを一般管理費に含めて表示しても差し支えない。
- (2) 事業の間接的な経費を一般管理費ごとに含めて処理している場合に、期末においてこれらを各事業費に振り替えた場合に、各費目ごとに振替額を振り替える方法に代えて、一般管理費の区分に「事業費へ振替え」欄を設けて各費目を総括した表示を用いることができる。

#### 4 事業費へ振替え

- |                |      |
|----------------|------|
| (1) 販売費へ振替え    | △××× |
| (2) 購買費へ振替え    | △××× |
| (3) 金融費へ振替え    | △××× |
| (4) 生産・加工費へ振替え | △××× |

なお、この場合の各事業費への振替額は、事業別損益計算書の作成に当たって用いる費用配賦表により算出される総合的な配賦額とは異なり、各費目から各事業書へ振り替えるものを合計して表示するものであるから、主要な項目を対象にして差し支えない。

- (3) 貸倒損失が発生した場合は、貸倒損失発生額を事業費又は事業外費用に計上し、貸倒引当金の戻入れは行わない。貸倒引当金は期末に差額補充法により処理する。
- (4) 本様式は勘定式であるが、報告式によることができる。

事業別損益計算書を必要としていない組合を対象にした様式例

損 益 計 算 書  
自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

(三 事業費用の部)				(一 事業収益の部)			
<b>I 販売事業費用</b>				<b>I 販売事業収益</b>			
<b>1 売上原価</b>				<b>1 売上高</b>			
(1) 期首棚卸高	××			(1) 外部売上高	××		
(2) 当期仕入高	××			(2) 組合員売上高	××		
(3) 期末棚卸高	△××	××		(3) 受取手数料	××	××	
<b>2 販売費</b>				<b>2 その他販売収益</b>			
(1) ○○○費	××			(1) 広告宣伝収入	××		
(2) ○○○費	××	××		(2) 受取出品料	××	××	
	計	×××			計	×××	
<b>II 購買事業費用</b>				<b>II 購買事業収益</b>			
<b>1 売上原価</b>				<b>1 売上高</b>			
(1) 期首棚卸高	××			(1) 組合員売上高	××		
(2) 当期仕入高	××			(2) 外部売上高	××		
(3) 期末棚卸高	△××	××		(3) 受取手数料	××	××	
<b>2 購買費</b>				<b>2 その他購買収益</b>			
(1) ○○○費	××			(1) ○○○収入	××		
(2) ○○○費	××	××		(2) ○○○収入	××	××	
	計	×××			計	××	
<b>III 金融事業費用</b>				<b>III 金融事業費収益</b>			
<b>1 転貸支払利息</b>				<b>1 受取貸付利息</b>			
	××						××
<b>2 金融費</b>				<b>2 受取貸付手数料</b>			
							××
(1) ○○○費	××			<b>3 その他金融収益</b>			
(2) ○○○費	××	××		(1) 受取保証料	××		
	計	××		(2) ○○○収入	××	××	
					計	××	
<b>IV 生産・加工事業費用</b>				<b>IV 生産・加工事業収益</b>			
<b>1 売上原価</b>				<b>1 売上高</b>			
(1) 期首棚卸高	××			(1) 組合員売上高	××		
(2) 当期製品製造原価	××			(2) 外部売上高	××		
(3) 期末棚卸高	△××	××		(3) 受取手数料	××	××	
<b>2 生産・加工費</b>				<b>2 その他生産・加工収益</b>			
(1) ○○○費	××			(1) 受取受注手数料	××		
(2) ○○○費	××	××		(2) ○○○	××	××	
	計	××					

			計	× ×
V 施設事業費用				
1 施設減価償却費	× ×	V 施設事業収益		
2 施設借入支払利息	× ×	1 受取施設利用料	× ×	
3 施設費	× ×	2 施設負担金収入	× ×	
計	× ×	3 減価償却負担金収入	× ×	
		4 利子負担金収入	× ×	
VI 保管・運送事業費用		計	× ×	
1 保管費	× ×	VI 保管・運送事業収益		
2 運送費	× ×	1 受取保管料	× ×	
計	× ×	2 受取運送料	× ×	
		計	× ×	
VII 検査・試験・開発事業費用		VII 検査・試験・開発事業収入		
1 検査費	× ×	1 受取検査料	× ×	
2 試験研究費	× ×	2 受取試験料	× ×	
3 研究開発費	× ×	3 試験開発負担金収入	× ×	
計	× ×	計	× ×	
		VIII 教育情報事業収益		
VIII 教育情報事業費用		1 教育情報賦課金収入	× ×	
1 講習会費	× ×	2 仮受賦課金繰入・戻入	× ×	
2 視察費	× ×	3 教育情報費用繰越金取崩	× ×	
3 情報提供費	× ×	4 教育事業参加料収入	× ×	
計	× ×	計	× ×	
		IX 福利厚生事業収益		
IX 福利厚生事業費用		1 福利厚生事業参加収入	× ×	
1 親睦会費	× ×			
2 慶弔費	× ×	X 保険業務代理・代行事業収益		
計	× ×	1 団体保険料収入	× ×	
		2 団体保険金収入	× ×	
X 保険業務代理・代行事業費用		3 団体保険配当金収入	× ×	
1 支払団体保険料	× ×	4 受取事務手数料	× ×	
2 支払団体保険金	× ×	計	× ×	
3 支払団体保険配当金	× ×	XI ○周年記念事業収入		
計	× ×	1 記念事業参加料収入	× ×	
		2 ○周年記念事業積立金取崩	× ×	
XI ○周年記念事業費		3 記念事業雑収入	× ×	
1 記念式典費	× ×	計	× ×	
2 記念出版物費	× ×			
3 記念祝賀会費	× ×	XII 貸倒引当金繰入	× ×	
計	× ×			
		事業費用合計	× × ×	
XII 貸倒引当金繰入	× ×	事業収益合計	× × ×	
事業費用合計	× × ×			
事業総利益金額	× × ×			

又は事業総損失金額 (△×××)

(四 一般管理費の部)

XⅢ 一般管理費

1 人件費

- (1) 役員報酬 ××
- (2) 職員給料 ××
- (3) 福利厚生費 ××

(法定福利費、厚生費)

- (4) 退職金、退職金共済掛金 ××

- (5) 退職給与引当金繰入 ××

- (6) 退職給与引当金戻入 △××

- (7) 役員退職金 ××

- (8) 役員退職給与積立金取崩 △×× ×××

2 業務費

- (1) 教育研究費、研究開発費、新聞  
図書費 ××

- (2) 旅費交通費、通信費 ××

- (3) 会議費 ××

(総会費、理事会費、部・委員会費、  
支部会議費)

- (4) 消耗品費、事務用品費、印刷費、  
器具備品費 ××

- (5) 賃借料、支払家賃、支払保険料、  
水道光熱費、修繕費、車両費、コン  
ピューター関係費 ××

- (6) 支払手数料、関係団体負担金、  
交際費、雑費 ××

- (7) 減価償却費、借家権償却 ×× ×××

3 諸税負担金

- (1) 租税公課 ××

- (2) 消費税等 ×× ×××

一般管理費合計 ××××

事業利益金額又は事業損失金額 ×××  
(△×××)

(六 事業外費用の部)

XⅣ 事業外費用

- 1 支払利息 ××

- 2 手形売却損 ××

- 3 為替差損 ××

(二 賦課金等収入の部)

XⅡ 賦課金等収入

- 1 賦課金収入 (平等割) ××

- 2 賦課金収入 (差等割) ××

- 3 特別賦課金等収入 ××

- 4 参加料収入 ××

- 5 負担金収入 ××

賦課金等収入合計 ××

(五 事業外収益の部)

XⅢ 事業外収益

- 1 受取利息 ××

- 2 受取外部出資配当金 ××

- 3 為替差益 ××

- 4 協賛金収入 ××

- 5 加入手数料収入 ××

- 6 事業経費補助金収入 ××

- 7 過怠金収入 ××

- 8 雑収入 ××

事業外収益合計 ×××

(七 特別利益の部)

XⅣ 特別利益

- 1 固定資産売却益 ××

- 2 補助金収入 ××

- 3 貸倒引当金戻入 ××

- 4 未払法人税等戻入 ××

- 5 前期損益修正益 ××

- 6 特別積立金取崩 ××

- 7 その他特別利益 ××

特別利益合計 ×××

4 創立費償却	××
5 繰延消費税等償却	××
6 貸倒引当金繰入	××
7 貸倒損失	××
8 雑損失	××
9 寄付金	<u>××</u>

事業外費用合計 ×××

経常利益金額 ×××

又は経常損失金額 (△×××)

(八 特別損失の部)

X V 特別損失

1 固定資産売却損	××
2 固定資産除去損	××
3 固定資産圧縮損	××
4 災害損失	××
5 前期損益修正損	××
6 減損損失	××
7 その他特別損失	<u>××</u>

特別損失合計 ×××

税引前当期純利益金額 ×××

又は税引前当期純損失金額 (△×××)

X VI 税等

1 法人税等	××
2 法人税等調整額	<u>××</u>
税等合計	××

当期純利益金額 ××

又は当期純損失金額 (△××)